

「岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和4年 月 日

岡谷市教育委員会
教育長 岩本 博行

岡谷市教育委員会規則第 号

岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則の一部を改正する規則

別紙のとおり。

岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則の一部を改正する規則

岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則（昭和35年岡谷市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1号中「23人」を「18人」に改め、第2号中「5人」を「6人」に改め、第6号中「4人」を「8人」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則（昭和35年岡谷市教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置は次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会事務局 <u>23</u>人</p> <p>(2) 小学校 <u>5</u>人</p> <p>(3) 中学校 2人</p> <p>(4) 図書館 3人</p> <p>(5) 美術考古館 4人</p> <p>(6) 生涯学習館 <u>4</u>人</p> <p>(7) 公民館 3人</p>	<p>岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置は次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会事務局 <u>18</u>人</p> <p>(2) 小学校 <u>6</u>人</p> <p>(3) 中学校 2人</p> <p>(4) 図書館 3人</p> <p>(5) 美術考古館 4人</p> <p>(6) 生涯学習館 <u>8</u>人</p> <p>(7) 公民館 3人</p>

<内訳>

教育委員会事務局 23人

（部長1、参事1、教育総務課12、生涯学習課4、スポーツ振興課5）

小学校 5人

生涯学習館 4人

⇒ 教育委員会事務局 18人

（部長1、教育総務課12、スポーツ振興課5）

⇒ 小学校 6人（1名増員）

⇒ 生涯学習館 8人